

納税協会 ニュース

平成24年12月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)12 December・2012
No.189

ワンポイント 税理士 岸田光正 同族会社と特定同族会社

1 同族会社とは

同族会社とは、会社の株主等の3人以下、並びにこれらの株主等と特殊の関係のある法人及び個人（同族関係者）が、その会社の株式の総数又は出資金額の50%超を保有している会社をいいます（医療法人などの法人や協同組合などの組合は会社でないため同族会社には該当しません。）。

同族会社の判定に当たっては、単に株主等3人だけではなく、その株主等の「同族関係者」の持分を合わせて1グループとし、これを1人の持株とみて、3グループまでの組み合わせで株式等の50%超を保有しているかどうかを判定します。

なお、同族関係者とは次のような者をいいます。

(1) 個人の場合

イ 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）、ロ 株主と内縁関係（事実上婚姻関係と同様の事情）にある者、ハ その株主等の使用人、ニ その株主等から受ける金銭により生計を維持している者、ホ 上記ロからニの者と生計を一にするこれらの者の親族

(2) 法人の場合

イ 株主等の1人（個人の場合は同族関係者を含む、以下同じ）が他の会社を支配（50%超の関係）している場合の他の会社、ロ 株主等の1人とイの会社が他の会社を支配している場合の他の会社 ほか

2 同族会社に適用される規定

同族会社に該当する法人には、次の規定が適用されます。

(1) 同族会社の行為又は計算の否認の規定

同族会社が法人税の負担を不当に減少させる行為や計算を行ったときは、正常な取引に置き換えて所得や税額の計算がなされます。

(2) みなし役員に係る規定

同族会社の使用人のうち一定の株式を有し、その会社の経営に従事している者は、税務上の役員とみなされます。

(3) 使用人兼務役員に係る規定

同族会社の役員のうち一定の株式を有している役員は使用人兼務役員とされません。

(4) 特定同族会社の特別税率の適用

同族会社のうち、「特定同族会社」に該当する法人については、一定額以上の留保金額につき、通常の法人税の他に一定の特別税率（いわゆる留保金課税）が課されます。

3 特定同族会社とは

特定同族会社の判定においては、まず「被支配会社」の概念を理解する必要があります。被支配会社とは、会社の株主等の1人とその同族関係者がその会社の株式の総数又は出資金額の50%超を保有している会社をいいます。

そして、この被支配会社のうち、被支配会社に該当するかどうかの判定の基礎とされた株主等のうちに被支配会社でない法人（株主等）がある場合、その被支配会社でない法人を判定の基礎となる株主から除外して判定しても、まだ被支配会社となる会社を特定同族会社といいます。

例えば、非同族会社の子会社などは同族会社ですが特定同族会社には該当しないこととなりますし、1人の個人及びその同族関係者が過半数を支配しているような会社は特定同族会社に該当することになります。

なお、資本金1億円以下の会社については、資本金5億円以上の会社の100%子会社等を除き特定同族会社には該当しないこととされています。

トピックス

ひかり税理士法人

平成23事務年度における法人税等の申告（課税）実績の概要を公表

—申告所得金額、申告税額とも2年連続の増加—

（国税庁）

国税庁は10月16日、平成23事務年度における法人税の申告実績および源泉所得税の課税実績の概要を公表しました。

平成23事務年度における法人税の申告件数は276万3,000件（前年比100.0%）と前年に比べほぼ横ばいで推移したものの、申告所得金額の総額は37兆2,883億円（同103.1%）、申告税額の総額は9兆5,352億円（同101.6%）となり、いずれも2年連続の増加となりました。また、黒字申告割合は25.9%と、過去最低で

あった前事務年度に比べて0.7ポイント増加し、4年ぶりの上昇となっています。

一方、源泉所得税の状況については、利子所得等の税額が4,553億円（同87.6%）、非居住者等所得の税額が2,623億円（同86.4%）と減少したものの、給与所得の税額が9兆251億円（同104.5%）と増加した結果、総額は12兆8,414億円（同102.2%）となり、2年連続の増加となりました。

平成23事務年度における所得税及び個人事業者の消費税調査等の状況を公表

—金地金等に係る譲渡所得調査による申告漏れ所得金額は前年比1.3倍に増加—

（国税庁）

国税庁が10月25日に公表した「平成23事務年度における所得税及び個人事業者の消費税の調査等の状況」によると、平成23事務年度における所得税の調査等の合計件数は77万4,207件、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は48万6,869件、申告漏れ所得金額が9,592億円で追徴税額は1,162億円となっています。

特に近年、金やプラチナの価格が歴史的な高値水準にあり、金地金等の譲渡益が生じや

すい状況にあることから積極的に調査を実施しており、金地金等に係る譲渡所得調査等については、申告漏れ等の非違件数が1,309件（前年比136.1%）、申告漏れ所得金額が79億円（同130.4%）となりました。

一方、個人事業者に対する消費税の調査等の合計件数は9万8,556件、うち申告漏れ等の非違件数は6万7,099件、追徴税額は全体で246億円となっています。

消費税の簡易課税制度についての検査結果を公表

—みなし仕入率が全ての事業区分において課税仕入率の平均を上回る—

（会計検査院）

会計検査院は10月4日、消費税の簡易課税制度についての検査結果を公表しました。

それによると、各事業区分ごとにみなし仕入率と課税仕入率の平均を比較したところ、第1種事業の課税仕入率の平均が82.3%（みなし仕入率は90%）、第2種事業が73.5%（同80%）、第3種事業が62.1%（同70%）、第4種事業が48.7%（同60%）、第5種事業が32.4%（同50%）と、すべての事業区分においてみなし仕入率が課税仕入率の平均を上回る結果となり、中でも第5種事業における開差が顕著な状況となっています。

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮した制度ですが、みなし仕入率が課税仕入率を上回る場合には、消費者が負担した消費税相当額のうち国庫に納付されない部分が事業者に残ることとなります。この結果、いわゆる益税が発生することから、消費税率の引上げに伴って益税も増大することが懸念されます。

会計検査院では、簡易課税制度のあり方について、引き続き有効性および公平性を高めるための検討を行っていくことが肝要であると指摘しています。

電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認状況を公表

—平成23事務年度末における累計承認件数は前年比8.2%増加—

（国税庁）

国税庁が10月31日に公表した「平成23事務年度末における電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認状況」によると、平成23事務年度末における累計承認件数は13万3,240件に達し、前事務年度末の12万3,145件に比べて1万95件（前年比8.2%）増加しています。増加件数の内訳としては、法人税・消費税

関係が7,864件（同8.6%）の増加、源泉所得税関係が184件（同1.2%）の増加、所得税・消費税関係が852件（同7.0%）の増加、その他の国税関係（間接諸税関係及び酒税関係）が1,195件（同25.4%）の増加となり、すべての調査カテゴリにおいて前事務年度末の件数を上回る結果となっています。